小金井市議会基本条例(案)の条文と解説





小金井市民は、直接選挙によって、市議会議員と市長を市民の代表として選出しています。議会は合 議制の議決機関であり、市長は独任制の執行機関です。

議会と市長は、それぞれが、二元代表制に基づき、対等な関係に立ち、互いの役割を発揮し、市民福 祉を増進させる責務を負っています。

議会にとって重要な役割は、多様な民意を持ち寄って、公開の場で議論を尽くすことにより、市長の 行政執行及び市政の課題について、その論点を明らかにし、市民にとって最善の内容で意思決定を行う ことにあります。

それらを実現するために、小金井市議会は、これまで市民に開かれた議会、自由かっ達な質疑を保障 する議会、少数会派の活動も認め合う議会を目指し、議会改革に努めてきました。

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権が拡大する中で、議会は、市民の視点に立ちつつ、 議会としての自律性を高め、執行機関を監視し、政策を立案する活動を、より充実強化しなければなり ません。

また、議会の情報公開を推進して説明責任を果たすことや、市民の多様な意見をくみ取る努力が求め られています。

小金井市議会は、以上述べた議会の役割と使命を自覚し、地方自治の本旨の実現を目指し、ここにそ の議会の最高規範としてこの条例を制定するものです。

第1章 総則

第1条 この条例は、小金井市議会(以下「議会」という。)の基本理念、議会に関する基本的事項を定 めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することを

【解 説】

前文に掲げた議会の決意を受け、条例制定の目的を明らかにしています。

市民代表としての議会が、市民の負託に応え、市民福祉の増進と市政の発展に寄与することを定めて

(他の条例等との関係)

第2条 議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合 を図らなければならない。

この条文は、前文で表明した最高規範性を具現化するものです。議会に関係する他の条例、規則など の制定改廃や運用にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、整合性を図っていくものとしてい ます。

なお、法形式的には、この条例と他の条例との間に効力の優劣をつけることはできませんが、この条 例の制定目的と規定内容から、この条例は、議会における最高規範性を有していると考えるものです。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会の活動は、次に掲げる原則を基本とする。

- (1) 市民を代表する唯一の議事機関であることを自覚し、最善の判断及び責任ある活動を行うこと。
- (2) 公開性、公正性及び効率性をより一層確保し、市民に信頼される議会を目指すこと。
- (3) 市民の多様な意見を常に的確に把握し、政策立案及び政策提言にいかし、市政に反映させるよう 努めること。
- (4) 全ての会派が、意見の違いをお互いに尊重し合い、言論の府にふさわしい議会運営に努めること。
- (5) 小金井市議会の委員会条例、会議規則及び要綱等を定め、活動するとともに、それらを継続して 精査し、必要があれば見直しを行うこと。

【解 説】

議会の活動原則についての考え方を明らかにするとともに、議会活動の根拠として条例及び会議規則 を規定しています。また、議会の内規として要綱のほか申合せも定めています。

(議論及び討議の保障)

- 第4条 議会は、議事機関として議決責任を果たすために、その意思決定に当たっては議員の公平で自 由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。
- 2 議会は、論点の整理又は合意形成を図るために、各委員会を中心に議員間で討議を行うことができ るものとする。

【解 説】

① 議会は、議案又は請願及び陳情を審議、審査するに当たり、議会としての機能を発揮するため、様 々な立場の議員が公平な発言の機会を認め合い、自由かっ達な議論を尽くし、よりよい合意形成を図 っていくことを定めています。委員会においては、自己の考えを自由に表明でき、活発な審査を行っ ています。

質疑の目的は、議題に供されている事項への疑義をただすことであり、そのルールは、会議規則第 53条に規定されています。

議会では議員の公平な質疑の場の保障の点から、決算特別委員会並びに予算特別委員会(当初予算) では議長を除く全議員が出席することとしています。

② 議会は、お互いに相手の意見を聞き合い論点を整理し、合意形成に努めなければなりません。その ための手段として議会では、議会運営委員会、委員会協議会、議員提出議案の審査等で、議員間の自 由かっ達な議論ができることを明記しました。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、次に掲げる原則を基本として活動する。

- (1) 市民の多様な意見の把握に努め、個別的な事案の解決にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目 指すこと。
- (2) 活発な調査活動に基づき、政策立案及び政策提言を積極的に行うこと。
- (3) 小金井市議会議員の政治倫理に関する条例(平成7年条例第27号)に基づき、市民に信頼される 議員活動に努めること。

【解 説】

議員としての基本姿勢、議会活動における原則を定めたものです。

議員は、市民の多様な意見の把握に努め、個別的な事案の解決にとどまらず、市民全体の福祉の増進 を目指すこと。活発な調査活動に基づき、政策立案及び政策提言を積極的に行うよう定めています。議 員が予算を伴う条例案を提案するときは、必要に応じて市長と協議する。

また、平成7年に制定した「小金井市議会議員の政治倫理に関する条例」を守るべきことと定めてい ます。

(災害時の対応)

第6条 議会は、大規模災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、議会として的確 かつ迅速に対応するものとする。

議会は、小金井市内に地震、風水害その他多数の市民の生命及び財産に影響を及ぼす災害が生じる状 況を想定し、「小金井市議会災害時対応マニュアル」を定めています。

(会派)

- 第7条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成するものとする。
- 2 会派は、基本的政策又は理念が一致する議員で構成するものとする。
- 3 議員は、一人の場合においても、会派として届け出なければならない。
- 議会は、議会運営等において、会派に所属する議員数にかかわらず全会派の活動を保障し、会派間 4 の公平性を確保しなければならない。
- 5 会派は、議会運営、政策立案及び政策提言に関し、必要に応じて会派間で協議を行い、合意形成に 努めるものとする。

【解 説】

- ① 議員が議会内での活動を円滑に行うために、会派を結成することを定めています。また、政務活動 費の交付は、会派に対して行われるため、1人でも会派として届け出なければならない。
- ② 会派は、基本的政策又は理念が一致する議員で構成する政策集団です。
- ③ 会派の最少人数を1人とし、全議員が会派に所属することを定めています。
- ④ 議会の申合せ事項に基づき、会派代表者会議(会派間の協議を行う場)への全会派の出席、本会議 及び委員会での発言機会(会派の人数にかかわらず、一般質問は毎定例会ごとに1人1時間。委員会 では会派の人数による時間制限は設けていないなど)において、会派の構成人数で不平等が生じない ように定めています。
- ⑤ 議会の円滑な運営と政策立案及び政策提言のために、必要に応じて、議会運営委員会、会派代表者 会議などで会派間の協議及び交渉を行い、議会の合意形成に努めることを定めています。

第3章 市民と議会の関係

(市民に開かれた議会)

第8条 議会は、本会議、委員会及び全員協議会を原則公開とする。ただし、公開しない場合について は、その理由を明らかにしなければならない。

2 議会は、市民が傍聴しやすい環境を整えるよう努めるものとする。

【解説】

① 前文の「市民に開かれた議会」を実現するため、会議の原則公開について定めています。

これまで小金井市議会は、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会のほか全員協議会も公開して きました。

公開の原則の具体的な内容としては、一般的には「傍聴の自由」「報道の自由」及び「会議録閲覧の 自由」です。小金井市議会では、さらにインターネットによるライブ配信及び録画配信(本会議、常 任委員会、議会運営委員会、特別委員会、各協議会)も行っています。なお、会議録は全文記録とな っています。

本会議は、出席議員の3分の2以上の多数で議決した場合には、秘密会として非公開にすることが できます。委員会での議決は、本会議における秘密会の議決のように特別多数議決を必要としません。 公開しない場合としては、個人情報がある場合、公開することによって個人の名誉を傷つける場合、 市の施策に著しい影響を与え市民の不利益になる場合等が考えられますが、その理由については、内 容に触れない範囲で理由を明らかにすることを義務付けています。

公開の原則及び秘密会の議決要件等は、本会議(法第115条)、常任委員会(小金井市議会委員会条 例では第16条、第17条)、議会運営委員会(小金井市議会運営委員会条例第15条、第16条)に各々規定 されています。

② 議会が、市民にとって傍聴しやすい環境を作るため、予算の範囲内で傍聴規則の見直しなど、さま ざまな配慮に努めることを定めています。

(市民の声を反映させる議会)

- 第9条 議会は、市長から提案された議案について、誠実に審議するとともに、議員は、必要に応じて、 市民の意見を聴く機会を設けるものとする。
- 2 議会は、請願及び陳情について、次に掲げるところにより、市民からの政策提案として、誠実に審 査するものとする。
- (1) 請願者又は陳情者から申し出があった場合は、その趣旨について陳述する機会を設けること。
- (2) 請願又は陳情の審査に当たって、必要に応じて、市民の意見を聴く機会を設けること。
- 3 議員又は委員会は、条例等の政策立案及び政策提言をするに当たって、必要に応じて、市民との懇 談などの手段により、意見を聴く機会を設けることができる。

- ① 議会は、市長から提案された議案について誠実に審議するとともに、各々の議員が市民との懇談な どの手段により、意見を聴く機会を設けるよう定めています。
- ② 請願及び陳情を市民からの政策提案と位置づけ、議会の審議において誠実に審査することを定めて います。

具体的な手法として、提案者の意見を聴く機会を設けることを定めており、希望すれば審査前の委 員会協議会において、請願者又は陳情者 (請願又は陳情が複数人による場合は、それぞれ各1人) は 意見陳述を行うことができます。また、これまでも有志の議員で懇談を行っています。

③ 議員又は委員会が条例等の政策立案及び政策提言をするに当たって、各々の議員が市民との懇談な どの手段により、意見を聴く機会を設けることができると定めています。

(公聴会制度及び参考人制度を活用する議会)

第10条 議会は、公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用するよう努める。

公聴会制度は、本会議及び委員会において、議案または請願及び陳情を審議、審査するに当たって参 考とするため、利害関係者や学識経験者等から意見を聴くものです。市民参加の機会の拡大や審議を活 性化させるため、積極的に活用していく趣旨で規定しています。

参考人制度は、本会議及び委員会において、地方公共団体の事務に関する調査または審査のために必 要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができるものです。公聴会制度同 様に、積極的に活用していく趣旨で規定しています。

(広報活動及び広聴活動)

第11条 議会は、市民の知る権利を保障し、議会と市政に関心を高めるため多様な方法を用いて広報活 動及び広聴活動の充実に努めなければならない。

2 議会は、前項に規定する目的を達成するため、体制整備に努めなければならない。

① 議会は、市民の知る権利を保障するために、議会と市政についてわかりやすい情報提供をし、議会 報やホームページなどを活用した、広報活動及び広聴活動の充実に努めなければならないことを定め ています。

② 広報活動及び広聴活動の体制の整備に努めなければならないとしています。 議会では、議会報の編集及びホームページを所掌する会議規則第119条第1項に基づく正式な協議の

場として、広報協議会を設置しました。

なお、広聴活動については、議会運営委員会等で引き続き協議していきます。

(議会報告会)

第12条 議会は、市民への説明責任を果たすため、議会報告会を年1回以上開催するものとする。

2 議会報告会に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。

【解 詳】

① 議会は、市民への説明責任を果たすために、地域で直接市民に対し議会の活動の様子を知らせると ともに、議会を身近なものにするために、議会報告会を年1回以上開催することを定めています。